

国鉄「分割・民営化」反対！三里塚二期工事阻止！

千葉支社は5月16日までに誠意ある回答をば

東日本旅客鉄道株式会社

千葉支社長 若林秀喬 殿

動労千葉申第23号
1988年5月6日

月23日付)」に関する団体交渉がいまだ開催されていない段階であるが、重ねて、次のとおり申し入れるので団体交渉により、1988年5月16日までに解決するようすみやかに、誠意をもって対応されたい。

記

国鉄千葉動力車労働組合
執行委員長 中野洋

申入書

東日本旅客鉄道株式会社・千葉支社が、4月4～5日に、事前通知した強制配転および不当処分の通告は極めて異常な労務政策としてのそれであり、とうてい容認できない。

さらに、河野車務課長等が勤労千葉組合員に対して、公然と勤労千葉からの脱退強要を行っていることは不当労働行為以外なものではない。

勤労千葉が、以上のことにつき、「勤労千葉申第19号(1988年4月11日付)」を発出し、解明、撤回、中止を求めた件につき、千葉支社は文書回答もしないなど極めて不誠実な対応に終始し、しかも、解明を求めしたことに対し嘘の回答をするなど、正常な労使関係を標榜する者としてあるまじきことである。

以上の千葉支社の「業務」を手段とする組織破壊攻撃に対し、勤労千葉は、4月29日、第14回臨時大会を開催し、組織を守るためにストライキも辞さず闘う方針を溝場一致決定し、5月2日、労働大臣および中央労働委員会に対し、労働関係調整法第37条にもとづく、ストライキ実施の事前通知を行ったところである。

もとより、勤労千葉は、あえてストライキを望むものではないが、河野車務課長の行っているような不当労働行為等を手をこまねいて看過するものではない。

以上の経過と考え方にもとづき、「勤労千葉申第21号(1988年4

1. 本人の希望しないまま強行した配転は、すみやかに、元職場、元職種に戻すこと。
2. 4月5日および6日付で発令した不当処分を撤回すること。
3. 「勤労千葉を脱退したら早く元職場へ戻す」などの不当労働行為を直ちに中止し、今後、絶対に行わないこと。
4. 運転職場から配転された者は、従前通り全員兼務発令とすること。
5. 今後、強制出向および配転は絶対に行わないこと。
6. 運転から営業等への配転者のほぼ全員が、元職場、元職種への復帰を希望している現状に鑑み、社員が希望をもって働くよう次の措置を講ずること。
 - (1) 今日の要員状況と今後の運用計画を明らかにすること。
 - (2) 「公募」を原則に、「ローテーション」を確立すること。
 - (3) 配転の基準、配属先の決定方法等を公平に行い、一切の差別を行わないこと。
 - (4) 配転による賃金の減収等の不利益は保障すること。
7. その他、「勤労千葉申第19号」および「勤労千葉申第21号」の問題点につき、団体交渉により誠意をもって解決されたい。

以上

勤労千葉は、「四・一周年」を期して開始された勤労千葉絶滅攻撃に対し、第一回臨時大会においてストを含む反撃の方針を決定、五月一日、労働大臣と中央労働委員会に「労働関係調整法第三十七条にもとづくストライキ実施の事前通知を行うとともに、五月六日、JR千葉支社に「申第二三号」を申し入れた。

会社当局は、「申第二三号」にもとづき、直ちに団体交渉を実施し、誠意ある回答を示せ！

この間の本人の希望を無視し、公募も実施せず、ましてや配転の期間すら明らかにしない強制配転と、

「業務や配転の説明を当局に求めた」「コロビ屋土屋のデッチ上げ事件」を「理由」とした不当処分を白紙撤回せよ！河野車務課長らを先頭とした「勤労千葉脱退工作」を直ちに中止し、全面的に謝罪せよ！われわれは、当局一革マル鐵道労連一体となつた、人を人とも思わぬ奴隸的支配、国鉄労働運動破壊を断じて許さない。

千葉支社が、「五月一六日」までに誠意ある回答を示さない場合は、長期ストライキも辞さず、たたかいぬく決意である！

日刊

勤労千葉

1988.5.9

No. 2810

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄)二九三五六・(公衆)〇四七二二二〇七

0スト準備体制に入りしよう！

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！

申入書

5/6付